

○ 運転免許（試験により判断する場合以外の場合）に係る審査基準

（赤文字及び下線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和 6 年 1 2 月 1 2 日作成 <table><tr><td>法 令 名：道路交通法（５－１８）</td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 8 4 条第 1 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）</td></tr><tr><td>法令の定め：道路交通法第 8 8 条（免許の欠格事由）、第 9 0 条第 1 項、第 2 項及び第 1 3 項（免許の拒否等）、第 9 0 条の 2 第 1 項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第 9 6 条（受験資格）、第 9 6 条の 2（受験資格）、第 9 6 条の 3（受験資格） 道路交通法施行令第 3 2 条の 7（１ 9 歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第 3 3 条（免許の拒否又は保留の基準）、第 3 3 条の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 2 の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 5 の 2（仮運転免許の拒否の基準）、第 3 3 条の 6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 3 4 条（受験資格の特例）、第 3 4 条の 2（受験資格の特例）</td></tr><tr><td>審 査 基 準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日</td></tr><tr><td>申 請 先：交通部運転免許本部運転免許課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転免許課 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：道路交通法（５－１８）	根 拠 条 項：第 8 4 条第 1 項	処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）	法令の定め：道路交通法第 8 8 条（免許の欠格事由）、第 9 0 条第 1 項、第 2 項及び第 1 3 項（免許の拒否等）、第 9 0 条の 2 第 1 項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第 9 6 条（受験資格）、第 9 6 条の 2（受験資格）、第 9 6 条の 3（受験資格） 道路交通法施行令第 3 2 条の 7（１ 9 歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第 3 3 条（免許の拒否又は保留の基準）、第 3 3 条の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 2 の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 5 の 2（仮運転免許の拒否の基準）、第 3 3 条の 6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 3 4 条（受験資格の特例）、第 3 4 条の 2（受験資格の特例）	審 査 基 準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。	標 準 処 理 期 間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日	申 請 先：交通部運転免許本部運転免許課	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転免許課 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0	備 考：	審査基準 令和 5 年 4 月 1 日作成 <table><tr><td>法 令 名：道路交通法（５－１８）</td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 8 4 条第 1 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）</td></tr><tr><td>法令の定め：道路交通法第 8 8 条（免許の欠格事由）、第 9 0 条第 1 項、第 2 項及び第 1 3 項（免許の拒否等）、第 9 0 条の 2 第 1 項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第 9 6 条（受験資格）、第 9 6 条の 2（受験資格）、第 9 6 条の 3（受験資格） 道路交通法施行令第 3 2 条の 7（１ 9 歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第 3 3 条（免許の拒否又は保留の基準）、第 3 3 条の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 2 の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 5 の 2（仮運転免許の拒否の基準）、第 3 3 条の 6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 3 4 条（受験資格の特例）、第 3 4 条の 2（受験資格の特例）</td></tr><tr><td>審 査 基 準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日</td></tr><tr><td>申 請 先：交通部運転免許本部運転免許課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転免許課 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：道路交通法（５－１８）	根 拠 条 項：第 8 4 条第 1 項	処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）	法令の定め：道路交通法第 8 8 条（免許の欠格事由）、第 9 0 条第 1 項、第 2 項及び第 1 3 項（免許の拒否等）、第 9 0 条の 2 第 1 項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第 9 6 条（受験資格）、第 9 6 条の 2（受験資格）、第 9 6 条の 3（受験資格） 道路交通法施行令第 3 2 条の 7（１ 9 歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第 3 3 条（免許の拒否又は保留の基準）、第 3 3 条の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 2 の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 5 の 2（仮運転免許の拒否の基準）、第 3 3 条の 6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 3 4 条（受験資格の特例）、第 3 4 条の 2（受験資格の特例）	審 査 基 準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。	標 準 処 理 期 間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日	申 請 先：交通部運転免許本部運転免許課	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転免許課 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0	備 考：	
法 令 名：道路交通法（５－１８）																						
根 拠 条 項：第 8 4 条第 1 項																						
処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）																						
法令の定め：道路交通法第 8 8 条（免許の欠格事由）、第 9 0 条第 1 項、第 2 項及び第 1 3 項（免許の拒否等）、第 9 0 条の 2 第 1 項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第 9 6 条（受験資格）、第 9 6 条の 2（受験資格）、第 9 6 条の 3（受験資格） 道路交通法施行令第 3 2 条の 7（１ 9 歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第 3 3 条（免許の拒否又は保留の基準）、第 3 3 条の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 2 の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 5 の 2（仮運転免許の拒否の基準）、第 3 3 条の 6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 3 4 条（受験資格の特例）、第 3 4 条の 2（受験資格の特例）																						
審 査 基 準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。																						
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日																						
申 請 先：交通部運転免許本部運転免許課																						
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転免許課 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0																						
備 考：																						
法 令 名：道路交通法（５－１８）																						
根 拠 条 項：第 8 4 条第 1 項																						
処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）																						
法令の定め：道路交通法第 8 8 条（免許の欠格事由）、第 9 0 条第 1 項、第 2 項及び第 1 3 項（免許の拒否等）、第 9 0 条の 2 第 1 項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第 9 6 条（受験資格）、第 9 6 条の 2（受験資格）、第 9 6 条の 3（受験資格） 道路交通法施行令第 3 2 条の 7（１ 9 歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第 3 3 条（免許の拒否又は保留の基準）、第 3 3 条の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 2 の 2（免許の拒否又は保留の基準等）、第 3 3 条の 5 の 2（仮運転免許の拒否の基準）、第 3 3 条の 6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 3 4 条（受験資格の特例）、第 3 4 条の 2（受験資格の特例）																						
審 査 基 準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。																						
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日																						
申 請 先：交通部運転免許本部運転免許課																						
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転免許課 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0																						
備 考：																						

改正後	改正前	備考																				
別紙 第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。	別紙 第4条 次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。																					
<table><tr><th>区分</th><th>期間</th></tr><tr><td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td><td>18 0日</td></tr><tr><td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td><td></td></tr><tr><td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td><td>90 日以上</td></tr><tr><td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td><td></td></tr></table>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		<table><tr><th>区分</th><th>期間</th></tr><tr><td>法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの</td><td>18 0日</td></tr><tr><td>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者</td><td></td></tr><tr><td>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）</td><td>90 日以上</td></tr><tr><td>麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者</td><td></td></tr></table>	区分	期間	法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日	免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者		自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上	麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者		
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
区分	期間																					
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	18 0日																					
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者																						
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上																					
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者																						
注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げる物及び大麻をいう。 2：「大麻」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻をいう。 3：「あへん」とは、あへん法（昭和29年法律第71号）	注1：「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。 2：「覚醒剤等」とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料及び大麻取締法第1条に規定する大麻並びにあへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。 3：「使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により「大麻取締法」の法律名が改められたことによる必要な整理																				

改正後	改正前	備考
<u>第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。</u> <u>4：「覚醒剤」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。</u> <u>5：「麻薬、覚醒剤等の使用等」とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。</u> <u>6：「麻薬、覚醒剤等の譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u> <u>（1）ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</u> <u>（2）（1）以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</u> <u>（3）あへんを譲り渡すこと。</u> <u>（4）覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</u>	<u>又は施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</u> <u>4：「譲渡し等」とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</u> <u>（1）ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</u> <u>（2）（1）以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</u> <u>（3）大麻又はあへんを譲り渡すこと。</u> <u>（4）覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</u>	「覚せい剤」を漢字表記 「覚醒剤」に訂正 一定の基準を満たした 医薬品等の除外規定を 追加 大麻を削除